平成26年度 三重県教育改革推進会議 第2回第2部会 事項書

日時:平成27年1月15日(木)

13:30~16:30

場所:ベルセ島崎「花菖蒲」

- 1 挨拶
- 2 「三重県特別支援教育推進基本計画 (仮称)」最終案について
- 3 「次期三重県教育ビジョン(仮称)」について
 - (1) 重点取組方針(仮称)について
 - (2) 施策について

<配付資料>

- 資料1 三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)中間案にかかるパブリックコメントの結果概要について(案)
- 資料2 三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)中間案から最終案への変 更内容について
- 資料3 三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)最終案
- 資料4 三重県教育改革推進会議 意見概要 (第1回第2部会)
- 資料 5 三重県教育改革推進会議 審議スケジュール
- 資料 6 次期三重県教育ビジョン(仮称)の審議にかかる重点取組方針及び施 策シート

三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)中間案にかかる パブリックコメントの結果概要について

1 意見の募集期間

平成26年10月8日(水)~平成26年11月7日(金)

2 意見の内容

(1) 意見総数

34名の方から130件のご意見をいただきました。 その内容について、次のとおり整理・分類しました。

(2) 意見の提出方法と件数

電子メール (24名) ファクシミリ (6名) 郵送 (3名) 事務局受付 (1名)・・・合計 (34名)

(3)項目別意見数

合計 130件

3) 填目別意見数 合計	130件
項 目	意見総数 (小計)
1 三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)の策定	1 7
(2) 特別支援教育全般の現状と課題	(17)
2 インクルーシブ教育システムの推進	3 1
(1) 早期からの一貫した支援の推進	(9)
(2) 就学前の取組	(3)
(3) 就学相談・就学先決定のあり方	(8)
(4)連続性のある多様な学びの場の整備と合理的配慮	(1)
(5)発達障がい等のある児童生徒への対応	(10)
3 特別支援学校における教育の推進	1 6
(2) キャリア教育の推進	(11)
(3) 今後のセンター的機能のあり方	(2)
(6) 盲学校および聾学校のあり方	(3)
4 小中学校における特別支援教育の推進	1 0
(1) 通常の学級における特別支援教育の推進	(8)
(2) 通級による指導の充実	(2)
5 高等学校における特別支援教育の推進	2 4
(1)発達障がい等のある生徒への対応	(23)
(3)教育課程と授業の充実	(1)
6 教員の専門性の向上	2
7 特別支援学校の整備	1 6
全般 その他	1 4

(4) ご意見に対する県教育委員会の考え方

いただいたご意見に対する県教育委員会の考え方は別添資料のとおりです。

(5) 対応状況

対 応 区 分	件 数 (意見総数)
①最終案に反映を検討するもの	3
	(10)
②既に反映しているもの	1 8
	(63)
③既に一部反映しているもの	6
	(16)
④最終案への反映は難しいが、今後の検討課題、参考と	1 5
するもの	(24)
⑤最終案に反映することが難しいもの	6
	(6)
⑥内容や取組に対する質問	2
	(3)
⑦感想・その他(上記①から⑥に該当しないもの)	8
	(8)
수 참	5 8
D ĀI	(130)

3 今後の予定

日 程	会議	内容
1月15日	三重県教育改革推進会議第2部会	最終案の審議
2月 4日	三重県教育改革推進会議全体会	最終案取りまとめ
3月10日	三重県議会教育警察常任委員会	最終案の協議
3月23日	三重県教育委員会定例会	計画の策定

三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)中間案に対する意見と県教育委員会の考え方

番号	項目	件数	意見	回答
2	2頁 1 三重県特別支援 教育推進基本計画 (仮称)の策定 (2)特別支援教育	3	「個別の教育的ニーズに対しては、自立と社会参加を見据え」とあるが、そのためには合理的配慮が提供されることが必要です。 合理的配慮とは、何を指します	合理的配慮の必要性についてはP 1に、合理的配慮の定義について は、P1注釈1やP11資料6に記述しています。合理的配慮の提供や 理解について取組を進めてまいりま
	全般の現状と課題		か。合理的配慮は何なのかを共通認 識できないと意味がないと思いま す。共通理解を深めることが必要で す。	す。
3		9	医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用することが重要という視点も盛り込むべきです。	医療等関係機関との連携等についての取組は、2(1)、3(2)の中で記述しており、取組を進めてまいります。
4	5頁 2 インクルーシブ 教育システムの推進 (1) 早期の推進 貫した支援の推進	6	合理的配慮の充実を図るうえでの 基礎的環境整備の充実にむけて必要 な財源を確保し充実を図る事を盛り 込むべきです。また、人的配置を進 めるべきです。	2(1)の頂は、1)のでは、1)のでは、1)のでは、1)のでは、1)のでは、1)のでは、1)のでは、1)のでは、1)のでは、1)のでは、1)では、1)では、1)では、1)では、1)では、1)では、1)では、1)
5		1	個々のニーズに応じた教育を充実させるために、特別支援学級の新増設、人員の増員も含めたインクルーシブ教育システムの構築に向け、財源の確保、教育環境の充実を図ることを盛り込むべきです。	特別支援学級についる (3)の中で、るとと(4)の指導で、 の中で、ること(4)の指すで、 人員について、 したと(4)の指すの は、当教育は、 もした、 もした、 をとした、 を、のがでする。 は、 もした、 を、のがでする。 を、のができる。 を、のができる。 を、で、 を、のができる。 で、、 を、のができる。 で、、 で、とのでで、 ので、 の

C	5百の結キ	1	特別支援教育であれば、義務教育	 拗杏禾昌△ベけ」がめに「日畑
6	5頁の続き	1	特別又接教育であれば、義務教育の範囲内でなくても教育を行うことができる。公教育が乳幼児期の教育に関わっていく最初の手段が特別支援教育になる。「早期から」を「乳幼児期から」と表記すべきであると考えます。	県教育委員会では一般的に「早期からの一貫した支援」という表記を使用しています。「乳幼児期」という表記については、この計画の中で使用することが適切か検討いたします。
7		1	パーソナルカルテの効果や導入の 実態、今後の市町への普及への具体 的な方法はどうなっているのでしょ うか。	県教育委員会では、平成24年度 よりパーソナルカルテ推進強化市町 を指定し、円滑な情報の引継ぎによる支援の充実を進めています。ま た、県教育委員会が各市町に対し研 修の実施や作成についての指導・助 言等を行い連携を進めています。計 画に示したように、早期からの一貫 した支援が充実するよう取組を進め ています。
8	7頁 2 インクルーシブ 教育システムの推進 (2)就学前の取組	3	障がいのある子どもが就学後、円滑に学校生活が始められ、十分な教育や支援が受けられるようにするために、保護者を含め、関係者が教育的ニーズと必要な支援、とりわけ合理的配慮について共通理解を深めることが必要です。	2(3)の中で、教育相談や就学先決定時には、十分な情報提供を行い、合理的配慮について具体的に提案し、本人・保護者と合意形成を図ることを示しており、理解や提供が進むよう取組を進めてまいります。
9	8頁 2 インクルーシブ 教育システムの推進 (3) 就学相談・就 学先決定のあり方	7	就学先決定のあり方については、本人・保護者の意見を最大限尊る。 本人・保護者の意見を最大限尊る。 を基本とするべきの発達の発達の 学についてが、子ど勘案しなる。 度、適応の状況等を勘案しなる。 度軟に転学できる体制を整えること。 柔軟に転学できる体制を整えること。 が支障をきたさないために、「県教育委員会と市町等教育委員へびいる。 に連携すること」を明記してほしい。	県教育委員会と市町等教育委員会が緊密に連携することについては、 P8「今後の取組」の中で記述しており、取組を進めてまいります。
10		1	合理的配慮は、障がいのある者の 権利であり、インクルーシブ教育の 妨げとならないよう十分な検討をし てほしい。	合理的配慮は、者とのでとを 電響者が他の人権及び事業を をのび基本とを更ない、 でとをするをでとなったののでとを をのでとをできるできるできるできるできるできる。 を要といるもののできるできるできるできるできるできる。 を要といるものでは、いいたのでできます。 でといるのでは、これでは、これでは、これでは、いいでは、できますが、できますが、できますが、できままが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまが、できまが、これできます。 でとをできまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまずが、できまが、できまが、できまが、できまが、できまが、できまが、できまが、できま

11	10頁 2 インクルーシブ 教育システムの推進 (4)連続性のある 多様な学びの場の整 備と合理的配慮	1	支援を必要とする児童生徒を含む すべての児童生徒が、学ぶ喜び・分 かる楽しさを実感できる授業の改善 は不可欠であり、是非授業改善を三 重県全体の取組にしてほしいと思い ます。	授業の改善等は、4(1)や6の中でも示しているように取組を進める必要があります。今後も取組を進めることにより、教員の専門性や授業力を向上させることで、合理的配慮を提供し、児童生徒が学ぶ喜び・分かる楽しさを実感できる授業づくりを進めてまいります。
12	12頁 2 インクルーシブ 教育システムの推進 (5)発達障がい等 のある児童生徒への 対応	9	支援を必要とする児童生徒の保護者とともに、まわりの保護者の理解を進めることは大切です。卒業後、地域で生活することを考えると地域の理解を進める取組について一歩踏み込んだ明記をしてほしい。	地域やまわりへの理解啓発の取組については、この項目では概要を示し、2(2)、4(1)、5(1)、6の中でそれぞれのステージに応じた取組の内容を記述しています。また、早期からの相談機能や、卒業後の地域生活へ向けた取組は、関係機関等の取組となることから、2(1)で関係機関等への働きかけについて記述しております。より具体的な加筆等について検討いたします。
13		1	専門性の向上は課題といわれているが、特別支援学校の教員があいているが、特別支援学校がいたの発達障がいたとしない発達障ががいたという。必要とは難しいとの教員を3年にはないではないではないではないではないではないではないの異ないの場所ではあり、専門性を身にの対します。と思う。	特別支援学校を含いを含いを含いを含いを含いを含いを含むいを含むいを含むいを含むに変異性性のののでは、発達をできたのでは、発達をできたのでは、発生でののでは、発生でののでは、大力でののでは、大力でののでは、大力でののでは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力
14	17頁 3 特別支援学校に おける教育の推進 (2)キャリア教育 の推進	9	企業への就労や福祉事業所等、卒 業後に活躍できる場の拡大と離職せ ず働き続けていくためのサポート体 制の充実を図るべきです。また、受 け入れ側の理解を深めることが離職 率の低下、受け入れの拡大につなが ることから、関係機関との連携を進 めることが大切です。	卒業後の自立と社会参加や、地域の中で安心して生活を送ることについては、計画に示したとおり取組を進めます。教育機関の立場として、関係機関への理解啓発や、連携を図ることが必要であることからP18に、教育機関と地域の医療、福祉、労働等関係機関との一層の連携を進めることを記述しており、取組を進めてまいります。

15	17頁の続き	1	中小企業も含む各業種からのアンケート等、就労先で何が出来るか、どんな仕事があるか又受け入れにネックとなることは何か、改善すれば受け入れられるか等のリサーチも随時必要であり、私達が知らない分野での可能性を模索することが選択肢を広げるのではないでしょうか。	特別支援学校においては、本人の 適性と職種のことが、提所においると が重要であることで、事雇用に大な 場開拓を行うことを行職域活まを行り出しを行職域活まで が重要を行り出しを行職が 場業務のは、事にないで、 がます。 がます。 がまず、外がは、 がいります。 がいります。 がは、 がいかが、 の関係に がいたがいる。 がいかが、 の関係に がいたがいる。 の関係に がいた。 の関係に のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、
16		1	卒業後の定着支援について関係機 関と情報共有を図るとあるが、在学 中から連携を図っているにもかかの らず、一向に進まない社会資源の しさ、高等部卒業年齢と年金支給開 始のズレなど学校からは打開できないことも多く、現場では十分に取り 組んでおり、県が連携を図っていた だきたい事例も多い。	特別支援学校においては、一人ひとりを実施においては、卒業を関心をは、一人後のの生活を見通した進路十分を連れている。とは、本書を関係機関等の理が、といるののとは、一人のののとは、一人ののとは、一人ののとは、一人ののとは、一人ののとは、一人ののとは、一人ののとは、一人ののとは、一人ののとは、一人ののとは、一人ののといるが、一人ののというが、一人ののといるが、一人ののといるが、一人ののといるが、一人ののといるが、一人ののといるが、一人ののといるが、一人ののといるが、一人ののといるが、一人ののといるが、一人ののでは、「は、」は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、は、は、は、
17	19頁 3 特別支援学校に おける教育の推進 (3) 今後のセン ター的機能のあり方	1	「三重県こども心身発達医療センター(仮称)」に併設する新たな特別支援学校のセンター的機能のあり方について、検討を進めるのであれば、そのための定数確保が必要ではないか。特別支援学校と小中学校、高等学校との状況が異なるため、むしろ同校種間や市町での情報交換の充実を図るべきです。	「三重県こども心身発達医療センターででは、県立の特別支援学校の教員に併設を受ける。 学校は、県立の特別支援では、県づく教員では、県づく教員がようなでは、のでは、のでは、のでは、のでででである。 とにないようなでででいるでは、できないででででででででででででででででででででででででででででででででででで
18		1	り、連携をとりながら特別支援学校 の立場を位置付けないと機能してい かないと思います。特別支援学校内 に支援室を設け、教員を配置するな	特別支援学校のセンター的機能については、現体制の中で効果を進める接体制等の工夫により取組を進めることとしています。また、コラスをでは、特別支援教育できるができるがである。との配置も行って対すでもなりをでは、各地域支援が必要にはであります。というでは、おります。

19 23頁 3 特別支援学校に おける教育の推進 (6)盲学校および 聾学校のあり方	1	担うべきである。教育と福祉の本来 的な機能分担をした場合、それを担	盲学校高等部専攻科は、これまで 視覚障がいのある方への職業教育を 担ってきました。また、今後も必必 機関が職業教育を担うことは必必 だと考えています。成人後の障 の発生は、生活面の支援などの 来、福祉的な対応を要するも教育 ります。資格取得についた 事本 事かな役割について検討する があると考えております。
20	1	東交子で、大学では、大学では、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で	
21	1	り、県内では盲学校以外に保育・教育についての支援を行う機関がないため、幼稚部・乳幼児教室などの枠組みや系統だった支援ができる体制	早期からない。 早期からない。 をとお支援を をというでは、 でというでは、 でというでは、 でというでは、 でというでは、 でというでは、 でというでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

22	26頁 4 小中学校における特別支援教育の学級ででは 進 (1)通常の学級ででは が が が が は に おける が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	6	少人数学級の推進や複数教員による指導など指導方法の工夫改善を進め「障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶ」ために、人的支援を進めるべきです。	生徒の を必ずして をというでとして をというでとして をでして をのいる、を援考さるまかでといった。 をでして をのからなどでは をがやるめにのが援いし人生と をでして をできるがでめる。、(3、生すの後少で をできまずすができるまかでも、(3、生すの後少で をできまずすがきる。、(3、生すの後少で をできまがである。、(3、生すの後少で をできまがである。、(3、生すの後少で をできまがである。、(4、2)、下度ととかややに ないのもににでで学人、解育なととかい を学しのが援いし人生実校で果論も といればののととで を学しのが後のしまるの人の を学し、解育なととかりま を学し、解育なととかりま を学し、といいで を学し、教様すとで をがいる、を援考さるまかで を学し、のした を学し、教がで を学し、といいで を学し、 を学し、 をとして をがいる。 をがいる。 をできるまかでも、 を学し、 を学し、 をとるいりま をがいる。 をがいる。 をがいる。 をできるまかでも、 を学し、 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をがいる。 をできるまかでも、 を学し、 を学し、 をがいる。 をいる。 をいる
23		1	発達障がい等と考えられるが、情報のない生徒がたくさんいます。情報の共有や小学校・中学校・高等学校の連携が必要です。	特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用を進め、本人・保護者と情報を共有すること、小学校から中学校、中学校から高等学校へと個別の指導計画や個別の教育支援計画等の確実な引継ぎができる体制づくりを進めることとについて示しており、取組を進めてまいります。
24		1	もたちの声、成功事例等を発表していく事で理解につながると思う。また、Webページは興味がないと見な	ご意見も参考にしながら、さまざまな授業や交流および共同学習を通して、児童生徒の相互理解を深めてまいります。また、広く県民の方に対しては、Webページやリーフレット等の活用を検討し、特別支援教育についての理解啓発を進めてまいります。
25	27頁 4 小中学校における特別支援教育の推進 (2)通級による指導の充実	1	通級を担当する教員の専門性の充 実や指導の継続性が課題となってい る。また、教材作成等日々の業務の 多忙さや、特別支援教育コーディ ネーターも担任と兼務のなか仕事を こなしている現状がある。人的な配 置の充実を切望しています。	通級指導教室を担当する教員は、 高度な担当ないでは、 高度を担当のででは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一

26		1	インクルーシブ教育を進めるうえで通級指導教室の役割は大き1・2 思っています。通級担当者が1・2 年で交代する状況にあり継続した級とと思ってとと思っています。が必要だと思っています。が当ずなと思ったないます。が当ずないでは十分なスキルが当ます。とも持ります。とも大切であると思とも大切であると思とも大切であると思とも、とも大切であると思置等さらなる。 実をお願いします。	通級指導教室を担当高度というな事で限した。 は、かられることを計画では、かられるでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
27	35頁 5 高等学校における特別支援教育の推進 (1)発達障がい等のある生徒への対応	8	就職等の支援については、関係機関と連携するなど企業等の理解を求める取組も必要です。	障がいのある生徒の就職等への支援については計画に記述しており、 取組を進めてまいります。また、ご意見のとおり、企業等に就職にかかる理解を求める取組も大切であることから、加筆等について検討を進めてまいります。
28		6	発達障がい等のある生徒が学校生活や社会生活を送るためには、まわりの生徒の理解が大切であり、障がいのある生徒の高等学校への進学が保障されるような体制づくりと人的配置が必要です。	交流および共同学習等を通して、 高等学校の生徒が障がいのある者に 対する理解を深める取組を進めるこ とを計画の中で示しています。ま た、高等学校の教員の専門性の向 上、学校間と関係機関との情報共有 により体制整備を図ることで、適切 な進路指導を進めてまいります。
29		1	高等学校では、教職員への負担が 非常に厳しい状態にある。個別の指 導計画や個別の教育支援計画の必要 性を強調するのであれば、支援を必 要とする生徒の多い学校には独自に 少人数学級を編成する裁量を与える ことや人的配置を手厚くする必要が あると考えます。	特別な多様な教育課とする生徒に対 を必要とする生徒状等 を必要を対して、多様な教育課程のでは、 多様を教育課程のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、
30		1	の課題です。是非高校に、指導の参 考となる資料集・手引き書を作成し ていただきたいです。先進的な取組 をしている他県の高校を含めて、教	県教育委員会では、25年度 に「高等学校のでは、25年度を 作成し、では、25年度を 作成します。 についてでのは、25年度を では、25年度を 作成します。 についてでのは、25年度で について、25年度で について、25年度で について、25年度で について、25年度で について、25年度で について、25年度で について、25年度で について、25年度で について、25年度で について、25年度で について、25年度で について、25年度で について、25年度で にいいて、25年度で にいいで にいいて、25年度で 25年度を 25年度 25年度を 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度

31 35頁の続き	1 高等学校入学後の早い段階か一人ひとりの障がいの特性に応て、特にメンタルヘルスに課題り学校生活に配慮の必要な生徒十分な対応が進められるよう専な知識を持った職員の高等学校人的配置や実効性のある組織・づくりについて具体的に取り入よう要望します。	じ あり、学校生活に特に配慮の必要ながあ 生徒への対応について検討することへの を計画の中で示しています。また、門的 高等学校入学後の早い段階から取組への が進められるよう、中学校からの個体制 別の教育支援計画等の引継ぎの必要
32	1 学校での状況、学校でできるの限界を保護者に知ってもらうがあります。また、家庭での状況を表してもらう必要があります。	必要 応できること、保護者の協力を得る
33	1 高等教育への接続をどう進め という観点が欠落しています。 教育のあり方や、入試制度につ の議論も必要だと考えます。	大学 応した受験時間の延長、拡大文字の
34	1 中学校から高校へ支援情報を く引き継ぎ、学校生活が安心し れたという話を聞く。引継ぎの については市町により差がある だ。県教委から県全体に引継ぎ 透するように働きかけをお願い す。	て送 の引継ぎは、課題であることから、 取組 5 (2)の中で、中学校からの個別 の教育支援計画等の引継ぎを確実に が浸 行えるよう、市町等教育委員会と課 しま 題を共有し、継続した支援を進める こととしています。また、関係機関 との連携も進めることを示してお
35	1 発達障がいの可能性がある生 ついて、中学校からの情報の共 必要です。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
36	1 エレベーター、スロープ、トなどのバリアフリー化以外にも機できる場所の確保も必要です。	、待 的配慮の提供や、施設のバリアフ

07 0 =	五の体と 「	, 1	個人の生体にはピッシュ L 日 バ N	士極ナル悪し上され仕 でロウン
	頁の続き		個々の生徒に対応できる人員が求められます。教科で多様な選択を可能にするのなら、さらに多くの教員が必要です。	支援を必要とする生徒への対応について、すべての教員の専門性の向上や理解の浸透を図るとともに、人的配置について検討することを示しており、取組を進めてまいります。
る特 進 (3	頁 高等学校におけ 別支援教育の推)教育課程と授 充実		教育課程の柔軟な運用が必要だと 思います。例えば、職業系専門学科 に入学した障がいの生徒が、科目に よってはいかなる工夫をしても必履 修科目を履修できない場合があるの ではないかと考えます。科目履修の 柔軟化を求めます。	高等学校学習指導要領には、必履修科目について、全員が履修することが定められています。指導の中で、障がいのある生徒が持てる力を発揮できるよう、取組を進めてまいります。
39 4 0 6 向上	教員の専門性の		現教員の育成、スキルアップは必要不可欠であり、すべての教員に理解と指導力が求められていると思います。また、三重県独自の取り組みとして教員採用の条件として認定講習による特別支援学校教諭免許習による特別支援学校教諭免許習による特別支援学校教諭免許習等でよる特別ないでしょうか。	特別支援学校教諭免許状保有率向上の大学を表示を表示した。ままでは、計画はいいは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して
40			教員の研修に関しては、総合教育センターとの連携やリーダーシップが求められると思いますが、「総合教育センター」に関する記述がないというのはどうしてでしょうか。中心になって進めていく体制づくりをしてほしいと思います。	教員の研修については、県教育委員会として取組を進めてまいります。なお、県総合教育センターは、主に研修等を行う施設の名称であり、研修については県教育委員会の各課が連携をとって進めています。
41 4 3 7 整備	特別支援学校の	1	東紀州くろしお学園の移転と松阪 地域特別支援学校の開校について 「平成●年」となっているが、明記 してほしい。	整備の●年度については、現在関係部局等と調整を進めており、策定までに記述することとしております。
42			特別支援学校の整備にあたって は、特別支援学校の児童生徒数が増 加するなか、児童生徒の実態をふま えた適切な教育環境の整備が必要で す。	特別支援学校の整備については、 障がいの特性に応じた専門性と障が いの種別に対応した施設・設備等の 教育環境の充実について、検討を進 めることとして記述しており、取組 を進めてまいります。

43		5	寄宿舎の必要性や意義をふまえた 上で、その役割や方向性についても 盛りこむべきです。	寄宿舎については、地域の特性等について十分配慮したうえで、寄宿舎の役割や方向性も考えながら、整備について検討を進めていくこととして記述しており、その検討の中で役割や方向性についても今後検討を進めてまいります。
44		1	寄宿舎の整備計画について、計画を撤回され全く目処のない延期状態にある。寄宿舎教員の状況は各校講師の割合が高く厳しい勤務状況にさらされている。設備以前にまず寄宿舎教員の採用試験を実施してほしい。	寄宿舎の整備計画については、継続して検討を進めており、寄宿舎教員についても検討に含まれています。なお、今年度、県立学校寄宿舎指導員採用選考試験を実施することとしています。(12月21日実施済み)
45		1	教室の不足等についての改修予算をつけてほしい。特別支援学校では、教育環境の充実と言えないような状況に変わりはなく、平成27年度以降も引き続き取り組む必要がある。	特別支援学校の施設設備等の改修は、継続して進めており、7(2)に記述したように、障がいの特性に応じた専門性と障がいの種別に対応した施設・設備等の教育環境の充実について検討を進めてまいります。
46	全般 その他	1	公立学校の意志決定が私立に比べ て遅すぎて保護者の要望にこたえき れていない。高等部を卒業して2年 間、普通教育をうけるチャンスを与 えてほしい。三重県では、私立特別 支援学校専攻科しかないので、遠方 の者は、寄宿舎の費用負担して入学 せざるをえないので経済的に余裕の ある家庭しか入学できない。	公立学校においても保護者の要望に添いながら迅速に意志決定ができるよう努めていきます。特別支援学校高等部卒業後、円滑に企業や地域の支援機関等につなげるよう取組の充実について記述しており、取組を進めてまいります。
47		1	く教育を受けさせたいが、県立高等 学校では、あまり役に立たないカリ	県立高等学校では、生徒の実態に 即して多様な教科・科目の選択等を 可能にする教育課程の編成等を検討 することとして記述しています。 た、社会的・職業的自立に向けた キャリア形成を図ることや、特別支 援学校の支援方法を参考に就職等の 支援を進めることを記述しており、 取組を進めてまいります。
48		2	計画の策定に当事者がどれくらい 参画しているのでしょうか。中間案 全体にリアリティや具体的な手立て がないように思います。	この計画は、三重県教育改革推進会議において検討を進みできるの中には保護者や教障が、その中には保護また、、含まれらも聞き取りを行いまた、は一で検討してきました。また、く意とで検討してメントによりの計画は、本のでは、なお、この計画は、本のの主重県の特別支援教育のとなり方を求の三重県の特別支援教育のというでは、本の方向性やあり方を示しております。

49 全般 その他	1		この計画に基づく、インクルーシ ブ教育システム構築のための特別支 援教育を今後も推進してまいりま す。
50	1	特別支援教育を推進していくために、ともに生きることを基本とするインクルーシブ教育の視点を大切にしてください。	
51	1	「障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶことを基本としつつ」という根幹に常に立ち戻る形で、そして障害者権利条約の本来の理念を我が三重県で少しでも具現化していけるよう今後の特別支援教育の計画及び推進をお願いします。	
52	1	会を作ることが大切です。そういう 理念を地域、保護者、生徒、会社に	インクルーシブ教育システムの構築の目指すところは、共生社会の形成です。そのためには、地域等の理解の促進が必要であり、そのことについても計画で示しているところです。ご意見も踏まえ取組を進めてまいります。
53	1	インクルーシブ教育システム生た そシステムとシンスに接続されて、とシンスには といればないのとはないのとはないのとはないがなければははでは、のといるではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	
54	1	学校、インクルーシブな社会の実現 は可能ですか。本気で考えるなら、	この計画は、現行教育制度に基づき策定を進めています。高等学校については、多様なニーズに対応するため充実を図っており、一人ひとりに対応した適切な進路指導を進めてまいります。

55 全般 国際的に求められるインクルーシ 障害者権利条約には「障害者が障 その他 ブ教育と、インクルーシブ教育シス 害に基づいて一般的な教育制度 テムは全く別物のように感じられ (general education system) から る。「障がいのある子どもと障がい 排除されないこと及び障害のある児 のない子どもが同じ場でともに学ぶ 童が障害に基づいて無償のかつ義務 ことを基本とする」ことが最重要で 的な初等教育から又は中等教育から 排除されないこと。」と示されてい あり、連続性のある多様な学びの場 ます。また、中央教育審議会初等中 を最初から考えるべきではない。そ もそも「障がいのある子どもが、な 等教育分科会から「障害者権利条約 に基づくインクルーシブ教育システ い子どもと同じ場で学ぶ場合には、 …」という想定自体が、本末転倒で ムの理念が重要であり、その構築の ため、特別支援教育を着実に進めて ある。特別支援教育の推進からでは いく必要がある」、「小・中学校に インクルーシブ教育は実現しない。 おける通常の学級、通級による指 三重県においては、間違った捉えの 国に遠慮することなく、条約の趣旨 導、特別支援学級、特別支援学校と に則って、インクルーシブ教育を特 いった、連続性のある「多様な学び 別支援教育の中で考えるのではな の場」を用意しておくことが必要で く、通常の教育、条約でいう ある。」と示されています。インク ルーシブ教育システムにおいては、 general education system 般教育制度) の中で考えていくべき 教育的ニーズに最も的確に応える指 である。インクルーシブな社会の実 導を提供できる多様で柔軟な仕組み 現のためのインクルーシブ教育にむ を整備する事が重要であり、連続性 けて、特別支援教育の推進ではない のある多様な学びの場を用意してお くことが必要であるとされていま インクルーシブ教育推進の基本計画 こそを策定して取り組んでほしい。 す。したがって、インクルーシブ教 育システムは、すべての児童生徒が 通常の学級に在籍することを意味し ているものではありません。また、 通常の学級で障がいのある児童生徒 が学ぶ場合には、合理的配慮を提供 し、授業内容が分かり学習活動に参 加している実感・達成感を持ちなが ら、充実した時間を過ごしつつ、生 きる力をつけていけるかどうかが最 も本質的な視点となります。特別支 援教育は、特定の学校だけで進める のではなく、すべての学校において 進めるものであり、そのために「三 重県特別支援教育推進基本計画(仮 称) 」としています。 56 障がいのある者とない者がともに 特別支援教育を推進していくため 学ぶ仕組みが、インクルーシブ教育 に教員の専門性の向上は不可欠で であり、インクルーシブ教育システ す。インクルーシブ教育システム構 ムの推進を今後の目標とし基本計画 築を推進することで、障がいのある を考える必要がある。共に学ぶと 子どもと障がいのない子どもがとも は、個々のニーズだけではなく、障 に学ぶ共生社会の形成に向けた取組 がいのある者とない者がどのように が進められます。それぞれの就学先 では、計画の中で示しているとお 関係性をつくっていくのかが大切で あり、それが双方の「生きる力」 り、授業内容が分かり学習活動に参 「協力・共生」の礎だと考えるの 加している実感・達成感を持ちなが で、「専門性の向上」が大きな部分 ら、充実した時間を過ごしつつ、生 を占めるのに疑問をいだきます。児 きる力を身につけていけるかどうか 童生徒数が減少する中、特別支援学 が最も本質的な視点となります。そ 校の生徒数が著しく増加していくの のようなことを踏まえインクルーシ は明らかにインクルーシブ教育とは ブ教育システムを推進してまいりま す。 逆行する状況にあり、その原因や今 後の方向性は十分に検討してほし 11

57	全般その他	1	ムでは最初から、通常学校や通常学	特別支援教育、インクル教育を進入の構築は、分離教育を出て、分離教育を主会を対している。自立ととのとはます。自立ととのという。というであり、そのために本人を行うことのであり、そのであり、そのであり、一次とのであり、一次とのでは、このであり、一次とのであり、ののであり、ののであり、ののであり、ののであり、ののであり、ののであり、ののであり、ののであり、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは
58		1	先日あるテレビ番組で名古屋市の 学習障がいの子が通う非認可学園の 「見晴台学園」についての放送をみ ました。職員会議に教員と保護者が 参加し、一緒の学園を作り、運営し ている様です。参考に見てみるのも 良いかと思います。	特別支援教育を推進するために、 様々な取組も参考にしながら進めて まいります。

三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)中間案から 最終案への変更内容について

	ページ	最終案	中間案
1	P 4 2 (1)	各市町に設置が進められているワンストップ型の相談機能の充実や、卒業後の地域生活支援体制の整備など、地域の実情に応じた支援のためのネットワークの構築に向けて、市町等教育委員会および保健、医療、福祉、労働等の関係機関に働きかけます。	各市町に設置が進められているワンストップ型の相談機能の充実や、地域の実情に応じた支援ネットワークの構築に向けて、市町等教育委員会および保健、医療、福祉、労働等の関係機関に働きかけます。
2	P12 3 (1)	県内には、16校の県立特別支援学校(分校3校含む)が設置されています。障がい種別に、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の5つの教育部門があり、在籍する幼児児童生徒は、それぞれの教育部門ごとに専門的な教育を受けています。また、障がいの状態により通学による教育が難しい児童生徒には、訪問教育を実施しています。(資料7参照)	県内には、16校の県立特別支援学校(分校3校含む)が設置されています。障がい種別に、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の5つの教育部門があり、在籍する幼児児童生徒は、それぞれの教育部門ごとに専門的な教育を受けています。(資料7参照)
3	P12 脚注	10 訪問教育:訪問教育は、重い身体 障がいを有する等により、通学して学 校教育を受けることが困難な児童生 徒に対して、家庭(在宅訪問)、病院 及び児童福祉施設等(施設訪問)に教 員を派遣して行う教育形態をいいま す。	
4	P 1 4 3 (1)	【資料7】: 資料7、8を一つの表とし、レイアウトを整えました。また、訪問教育の実施状況を追記しました。	【資料7】【資料8】

(5)	P 1 6	高等部における企業就労にかかる	高等部における企業就労にかかる
	3 (2)	指導においては、それまで積み上げら	指導においては、それまで積み上げら
	3 (2)	和学においては、それまで積み上げら れてきた生徒一人ひとりのキャリア	和写においては、それまで積み上りら れてきた生徒一人ひとりのキャリア
		をもとに、職業適性アセスメントの活	をもとに、職業適性アセスメントの活用によりました。
		用により本人の適性と職種のマッチ	用により本人の適性と職種のマッチ
		ングを図るとともに、関係機関、企業	ングを図るとともに、関係機関、企業
		等と連携した提案型の職場開拓を行	等と連携した提案型の職場開拓を行
		い、企業等に対して業務内容等のニー	います。また、早期からの計画的な職
		ズの把握や理解啓発を進めます。ま	場実習の実施や、働き続けることの意
		た、早期からの計画的な職場実習の実	義についての理解や自覚を深める進
		施や、働き続けることの意義について	路学習の実施により、職業観・勤労観
		の理解や自覚を深める進路学習の実	を育むなど職業教育を充実し、進路希
		施により、職業観・勤労観を育むなど	望の現実を図ります。さらに、卒業後
		職業教育を充実し、進路希望の現実を	の定着支援について関係機関と情報
		図ります。さらに、卒業後の定着支援	共有を図ることで、離職せず同じ職場
		について関係機関と情報共有を図る	で働き続けられるよう支援します。
		ことで、離職せず同じ職場で働き続け	
		られるよう支援します。	
6	P 2 1	視覚障がい、聴覚障がいの両教育部	視覚障がい、聴覚障がいの両教育部
	3 (6)	門ともに、社会状況等の変化により、	門ともに、社会状況等の変化により、
		就労先の職種も従来と変化しつつあ	就労先の職種も従来と変化しつつあ
		ることから、必要に応じて教育課程や	ることから、必要に応じて教育課程や
		学科の改編を進めるとともに、福祉分	学科の改編を検討するとともに、福祉
		野との連携においても、教育の本来的	分野との連携においても、教育の本来
		な役割について検討します。	的な役割について検討します。
7	P 2 9	H26年度の体制整備状況(速報値)	
	【資料 19】	を追記しました。	
8	P 3 2	発達障がい等のある生徒の就職等	発達障がい等のある生徒の就職等の
	5 (1)	の支援については、特別支援学校の	支援については、特別支援学校の支援
	, ,	支援方法を参考にして取組を進めま	方法を参考にして取組を進めます。
		す。また、特別支援学校が企業等に	
		対して障がいのある生徒の理解啓発	
		を行う際に、高等学校の発達障がい	
		等のある生徒の理解啓発についても	
		合わせて取組を進めます。	
		1 17 C S 7(A) E C AC Y / O 7 0	
9	P 3 4	H 2 6 年度の体制整備状況(速報値)	
	【資料 21】	1120年度の体制整備状化(逐報値) を追記しました。	
	【貝/17 41】	と足肌しよし/に。	